

特定秘密文書を廃棄、

44万4877件！！

衆議院情報監査審査会（会長：額賀自民党衆議院議員）は3月28日に特定秘密に指定された文書についての2017年の年次報告書を提出しました。2016年の1年間に廃棄された秘密文書が保存期間1年未満の特定秘密文書44万4877件あったことが明らかに。審査会は「原則として行政文書の保存期間を1年以上に」「保存期間1年未満とするのは正本・原本の写しに限定」「保存30年を超える秘密文書は満了時、原則“歴史公文書”とする」等の意見を出しています。

“情報監視審査会はどうあるべきか！”の院内集会（4/4）で海渡弁護士は問題点を語りました。

情報監視審査会は



主催：共謀
「秘密」

- ① 情報監査審査会の報告から特定秘密保護法の監視がうまく機能していないことが解る。審査会から政府へ提言しても無視されている状況が明らかに。
- ② 特定秘密文書が次々と廃棄されているのは秘密文書保存1年未満が悪用されているから。審査会が意見として出しているように基本は保存期間1年以上にして審査会の権限を強化すべき。
- ③ 30年超の秘密文書の状況が明らかでない。米国では歴史公文書化されている。
- ④ 日本の行政文書には“特定秘密”“秘密”“不開示情報”“求められたら開示”“自発的に情報提供”があり、その秘密が曖昧。米国では「特定秘密にするのは不適切と判断されたら自発的提供情報となる」といった制度があるが日本にはない。
- ⑤ 監査審査会や独立公文書管理監がすべての特定秘密にアクセスできるようにすべき
- ⑥ 内部通報が機能するようにすべき 等々と。

「何が秘密、それは秘密」「1年間で44万4877件も廃棄してしまう」事からも市民の政府・国の情報へのアクセス権が全く保障されていないことが明らかに。やはり特定秘密保護法は秘密のカテゴリーがはっきりしないし、監視のメカニズムが無く、内部告発が保障されていないので問題が多く廃止すべき法律です。森友・加計・厚労省・防衛省 と公文書改ざん・削除・隠ぺいをしまくっている安倍政治の体質が特定秘密保護法体制です。

国の情報は国民の共有財産です。民主主義を取り戻しましょう！